指定介護老人福祉施設自己点検表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業所番号 |  |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

＜記入について＞

１　指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。

２　「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に「○」、「×」または「－」を記入してください。

＜その他＞

「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです

１　介護保険法（平成９年法律第123号）

２　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

３　指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

＝（この冊子において「指定基準」という。）

４　☆指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準について（平成12年老企第43号）

＝（この冊子において「基準通知」という。）

　　５　滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）＝（この冊子において「基準条例」という。）

１　本自己点検表は、事業所自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質や

運営状況の向上の役に立てていただくものです。

２　実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

Ⅰ 基本方針の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **１－１．基本方針（ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指しているか。 | 指定基準第１条の２第１項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。 | 指定基準第１条の２第２項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 指定基準第１条の２第３項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 指定基準第１条の２第４項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 | 指定基準第１条の  ２第５項 |  |  |
| ☆　指定基準は、指定介護老人福祉施設がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定介護老人福祉施設は、常にその運用の向上に努めなければならないこと。  ☆　指定介護老人福祉施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指定介護老人福祉施設の指定は受けられず、また、運営開始後、指定規準に違反することが明らかになった場合には、県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。  ただし、次に掲げる場合には、指定基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに取り消すことができるものであること。  ①　次に掲げるときその他の指定介護老人福祉施設が自己の利益を図るために指定基準に違反したとき  イ　指定介護福祉施設サービスの提供に際して入所者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき  ロ　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき  ハ　居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき  ②　入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき  ③　その他①及び②に準ずる重大かつ明白な指定基準違反があったとき | 基準通知第１の１  基準通知第１の２ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆　運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該施設から指定介護老人福祉施設について指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。 | 基準通知第１の３ |  |  |
| **１－２．基本方針（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者１人１人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。 | 指定基準第３９条第１項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  ☆　指定基準第39条（基本方針）は、ユニット型指定介護老人福祉施設がユニットケアを行うものであることを規定したものである。  その具体的な内容に関しては、指定基準第42条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。 | 指定基準第３９条第２項  基準通知第５の２ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 指定基準第３９条第３項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 | 指定基準第３９条第４項 |  |  |

Ⅱ 人員に関する基準の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **１．従業者の員数**  介護保険法第88条第１項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業員の員数は、次のとおりとなっているか。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。  一　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数  二　生活相談員　入所者の数が100又はその端数を増すごとに１以上  ☆　生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第46号）第５条第２項によること。  三　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）  イ　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。  ロ　看護職員の数は、次のとおりとすること。  (1)　入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、１以上  (2)　入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、２以上  (3)　入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、３以上  (4)　入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、３に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ☆　従業者の配置基準等（一部ユニット型）  (1)　指定基準第２条第１項第三号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。  (2)　日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。 | 指定基準第２条第１  項  基準通知第２の１  指定基準第２条第１項  基準通知第６の４ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 四　栄養士又は管理栄養士１以上　　　　　　　　　 　　　指定基準第２条第１項  ☆　指定基準第２条第１項ただし書きに規定する「他の社会福祉施設等　基準通知第２の２  の栄養士」との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効  果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支  障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との  兼務や地域の栄養指導員（栄養改善法第９条第１項に規定する栄養指  導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養指導が行われ  ている場合であること。  五　機能訓練指導員　１以上　　　　　　　　　　　　　　 指定基準第２条第１  項  六　介護支援専門員　１以上（入所者の数が100又はその端  数を増すごとに１を標準とする。） | |  |  |
| 前項の入所者の数は、前年度の平均値としているか。　　 指定基準第２条第２  項 | |  |  |
| 第１項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤　 指定基準第２条第３  勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において 　項  て常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常  勤の従業者の員数に換算する方法をいう。  指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老　 指定基準第２条第４  老人福祉施設の職務に従事する者であるか。　 　　　　　　項  （ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りで  ない）。 | |  |  |
| 第１項第二号の生活相談員は、常勤の者であるか。　 　　指定基準第２条第５  項 | |  |  |
| 第１項第三号の看護職員のうち、１人以上は、常勤の者 指定基準第２条第６  であるか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　項 | |  |  |
| 第１項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに　 指定基準第２条第７  必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練　 項  を行う能力を有すると認められる者であるか。   * 指定基準第２条第７項の「訓練を行う能力を有すると認められる者　基準通知第２の３   」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復  師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者（はり師及びきゅう師  については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道  整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を  配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に  限る。）とする。  ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行  う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼  務して行っても差し支えないこと。 | |  |  |
| 第１項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福  祉施設の他の職務に従事することができる。 | 指定基準第２条第８  項 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 第１項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者であるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。  ☆(1)　介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を１人以上配置する者とする。したがって、入所者が100人未満の指定介護老人福祉施設であっても１人は配置しなければならない。また、介護支援専門員の配置は、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに１人を標準とするものであり、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。  ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。  (2)　介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとすること。  なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。 | 指定基準第２条第９  項  基準通知第２の４ |  |  |
| 第１項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しているか。  ※用語の定義は省略する。 | 指定基準第２条第１  ０項 |  |  |

Ⅲ 設備に関する基準の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| **１－１ 設備（ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設の設備は、次のとおりとなっているか。  ☆　便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。  一　居室（※内法）  イ　１の居室の定員は、４人以下であるか。  ロ　入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上あるか。  ハ　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。  二　静養室  介護職員室又は看護職員室に近接して設けているか。  三　浴室  要介護者が入浴するのに適したものであるか。  四　洗面設備  イ　居室のある階ごとに設けているか。  ロ　要介護者が使用するのに適したものであるか。  五　便所  イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けているか。  ロ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものであるか。  六　医務室  イ　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所であるか。  ロ　入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。  七　食堂及び機能訓練室（※内法）  イ　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上あるか。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 | 指定基準第３条第１項  基準通知第３の１  指定基準第３条第１項 |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| ロ　必要な備品を備えているか。  八　廊下幅（※内法、手すり含む）  1.8ｍ以上あるか。ただし、中廊下の幅は、2.7ｍ以上あるか。  ☆　措定介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。  九　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。  ☆　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 | 指定基準第３条第１項  基準通知第３の２  指定基準第３条第１項  基準通知第３の３ |  | |  |
| 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 | 指定基準第３条第２項 |  | |  |
| **１－２ 設備（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとなっているか。  一　ユニット  ☆(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成された場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。  ☆(2) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。  ☆(3) ユニット（第１項第一号）  ユニットは、居室に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。 | 指定基準第４０条  基準通知第５の３ |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| イ 居室  (1)　１の居室の定員は、１人となっているか。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。  ☆(4)の①　基準通知第５の３の(1)のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は１人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、２人部屋とすることができる。  (2)　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けているか。ただし、１のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。  ☆(4)の②　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。  この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の３つをいう。  イ　当該共同生活室と隣接している居室  ロ　当該共同生活室には隣接していないが、イの居室と隣接している居室  ハ　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のイ及びロに該当する居室を除く。）  ☆(4)の③　ユニットの入居定員  ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係築き、自律的な日常生活を支援するものであることから、１のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすることを原則とする。  ただし、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認める。  ☆(4)の④　ユニットの入居定員に関する既存施設の特例  平成15年４月１日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、施設を新増築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、基準通知第５の３の(4)のロの要件は適用しない。 | 指定基準第４０条第１項第一号のイ  基準通知第５の３  指定基準第４０条第１項第一号のイ  基準通知第５の３  基準通知第５の３  基準通知第５の３ |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| (3)　１の居室の床面積等は、次のいずれかを満たしているか。  (i) 10.65㎡以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上を標準とすること。  (ⅱ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。  (4)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。  ☆(4)の⑤　居室の床面積  ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。  イ　ユニット型個室  床面積は、10.65㎡以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。  また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に２人部屋とするときは21.3㎡以上とすること。  ロ　ユニット型個室的多床室  令和3年4月1日に現に存するユニット型指定介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10.65㎡以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、便所が設けられているときはその面積を除く。）であるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。  壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。  居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。 | 指定基準第４０条第１項第一号のイ  指定基準第４０条第１項第一号のイ  基準通知第５の３ |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室とは認められないものである。  入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合に２人部屋とするときは21.3㎡以上とすること。  なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。 |  |  | |  |
| ロ　共同生活室  (1)　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。  ☆(5)の①　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の２つの要件を満たす必要がある。  イ　他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。  ロ　当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。  (2) １の共同生活室の床面積は、２㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上となっているか。  ☆(5)の②　共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、「基準通知第５の３の（４）の⑤」の居室の床面積と同様である。  (3) 必要な設備及び備品を備えているか。  ☆(5)の③　共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品をえなければならない。  また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。 | 指定基準第４０条第１項第一号のロ  基準通知第５の３  指定基準第４０条第１項第一号のロ  基準通知第５の３  指定基準第４０条第１項第一号のロ  基準通知第５の３ |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| ハ　洗面設備  (1)　居室ごとに設けているか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。  (2)　要介護者が使用するのに適したものとなっているか。  ☆(6)　洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の１ヶ所に集中して設けるのではなく、２ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 | 指定基準第４０条第１項第一号のハ  基準通知第５の３ |  | |  |
| ニ　便所  (1)　居室ごとに設けているか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。  (2)　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっているか。  ☆(7)　便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の１ヶ所に集中して設けるのではなく、２ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式方法と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 | 指定基準第４０条第１項第一号のニ  基準通知第５の３ |  | |  |
| 二　浴室  要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。  ☆(8)　浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。 | 指定基準第４０条第１項  基準通知第５の３ |  | |  |
| 三　医務室  イ　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。  ロ　入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えているか。その他必要に応じて臨床検査設備を設けているか。 | 指定基準第４０条第１項第三号 |  | |  |
| 四　廊下幅  1.8ｍ以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、2.7ｍ以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5ｍ以上（中廊下にあっては、1.8ｍ以上）として差し支えない。 | 指定基準第４０条第１項 |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(9)　ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。  ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。  このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第３の２を準用する。この場合において、第３の２中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。 | 基準通知第５の３ | |  |  |
| 五　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。  ☆(10)　ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、基準通知第５の３の(1)から(9)までによるほか、基準通知第３の１及び３を準用する。 | 指定基準第４０条第１項  基準通知第５の３ | |  |  |

Ⅳ 運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| **１　内容及び手続の説明及び同意**  指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。  ☆　指定基準第４条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護老人福祉施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 | 指定基準第４条第１項  基準通知第４の１ | |  |  |
| **２　提供拒否の禁止**  指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んでいないか。  ☆　指定基準第４条の２は、原則として、入所申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し、自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。 | 指定基準第４条の２  基準通知第４の２ | |  |  |
| **３ サービス提供困難時の対応**  指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 | 指定基準第４条の３ | |  |  |
| **４　受給資格等の確認**  指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 指定基準第５条第１項 | |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(1)　指定基準第５条第１項は、指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 | 基準通知第４の３ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第73条第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。  ☆(2)　指定基準第５条第２項は、入所者の被保険者証に、指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるべきことを規定したものである。 | 指定基準第５条第２項  基準通知第４の３ | |  |  |
| **５　要介護認定の申請に係る援助**  指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  ☆(1)　指定基準第６条第１項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、要介護認定の申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 | 指定基準第６条第１項  基準通知第４の４ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  ☆(2)　指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 | 指定基準第６条第２項  基準通知第４の４ | |  |  |
| **６　入退所**  指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供しているか。  ☆(1)　指定基準第７条第１項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。 | 指定基準第７条第１項 | |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。  ☆(2)　指定基準第７条第２項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族の状況等を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。 | 指定基準第７条第２項  基準通知第４の５ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。  ☆(3)　指定基準第７条第３項は、指定基準第１条の２（基本方針）を踏まえ、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の悦明を行うとともに、入所者に対して適切な指定介護福祉施設サービスが提供されるようにするため、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。  また、質の高い指定介護福祉施設サービスの提供に資することや入所者の生活の継続性を重視するというという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないものとしたものである。 | 指定基準第７条第３項  基準通知第４の５ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しているか。 | 指定基準第７条第４項 | |  |  |
| 前項の検討に当たって、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。  ☆(4)　指定基準第７条第４項及び第５項は、指定介護老人福祉施設が要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることにかんがみ、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととしたものである。  なお、上記の検討は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により行うこと。 | 指定基準第７条第５項  基準通知第４の５ | |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。  ☆(5)　指定基準第７条第６項は、第４項の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意するものとする。  また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者並びに市町村と十分連携を図ること。 | 指定基準第７条第６項  基準通知第４の５ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 指定基準第７条第７項 | |  |  |
| **７ サービスの提供の記録**  指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。 | 指定基準第８条第１項 | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。  ☆　指定基準第８条第２項は、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。  なお、指定基準第第37条第２項に基づき、当該記録は、２年間保存しなければならない。 | 指定基準第８条第２項  基準通知第４の６ | |  |  |
| **８－１ 利用料等の受領(ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第４項の規定により施設介護サービス費（同条第１項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該 | 指定基準第９条第１項 | |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。  ☆(1)　指定基準第９条第１項は、指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護福祉施設サービスについての入所者負担として、法第48条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）の１割（法第50条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が９割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 | 基準通知第４の７ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。  ☆(2)　指定基準第９条第２項は、入所者間の公平及び入所者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスを提供した際にその入所者から支払を受ける利用料の額と法定代理受領サービスである指定介護福祉施設サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。 | 指定基準第９条第２項  基準通知第４の７ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。  一　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）  二　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）  三　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  四　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | 指定基準第９条第３項 | |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ※厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年３月30日厚生省告示123号）  五　理美容代  六　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの  ☆(3)　指定基準第９条第３項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、  ①　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）  ②　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）  ③　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  ④　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  ⑤　理美容代  ⑥　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものについては、前２項の利用料のほかに入所者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）及び厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとし、⑥の費用については、別に通知するところによるものとする。  ※通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年３月30日老企第54号） | 基準通知第４の７ | |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 前項第１号から第４号までに掲げる費用について、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。  ※居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年９月７日厚生労働省告示第419号） | 指定基準第９条第４項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとしているか。 | 指定基準第９条第５項 |  |  |
| **８－２ 利用料等の受領（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。  ☆(1)　指定基準第41条第１項は、指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護福祉施設サービスについての入居者負担として、法第48条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）の１割（法第50条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が９割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 | 指定基準第４１条第１項  基準通知第５の４ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。  ☆(2)　指定基準第41条第２項は、入居者間の公平及び入居者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスを提供した際にその入居者から支払を受ける利用料の額と法定代理受領サービスである指定介護福祉施設サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。 | 指定基準第４１条第２項  基準通知第５の４ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。 | 指定基準第４１条第３項 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） | |
| 一　食事の提供に要する費用（法第51条の２第1項の規定のより特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）  二　居住に要する費用（法第51条の２第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第２項第二号規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）  三　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  四　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  ※厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年３月30日厚生省告示123号）  五 理美容代  六　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの  ☆(3)　指定基準第41条第３項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、  ①　食事の提供に要する費用（法第51条の２第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）  ②　居住に要する費用（法第51条の２第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）  ③　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | 基準通知第５の４ |  | |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） | |
| ④　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  ⑤　理美容代  ⑥　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものについては、前２項の利用料のほかに入居者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）及び厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとし、⑥の費用については、別に通知するところによるものとする。  ※通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年３月30日老企第54号） |  |  | |  |
| 前項第一号から第四号までに掲げる費用について、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。  ※居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年９月７日厚生労働省告示第419号） | 指定基準第４１条第４項 |  | |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。ただし、同項第一号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとしているか。  ☆(4)　指定基準第41条第５項は、指定介護老人福祉施設は、同条第３項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入居者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第一号から第四号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。 | 指定基準第４１条第５項  基準通知第５の４ |  | |  |
| **９ 保険給付の請求のための証明書の交付**  指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。 | 指定基準第１０条 |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| ☆　指定基準第10条は、入所者が保険給付の請求を容易に行えるよう、指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他入所者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならないこととしたものである。 | 基準通知第４の８ |  | |  |
| **10－１　指定介護福祉施設サービスの取扱方針（ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っているか。 | 指定基準第１１条第１項 |  | |  |
| 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 | 指定基準第１１条第２項 |  | |  |
| 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  ☆(1)　指定基準第11条第３項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課棟も含むものである。 | 指定基準第１１条第３項  基準通知第４の９ |  | |  |
| 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 | 指定基準第１１条第４項 |  | |  |
| 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  ☆(2)　指定基準第11条第４項及び第５項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  なお、指定基準第37条第２項の規定に基づき、当該記録は、２年間保存しなければならない。 | 指定基準第１１条第５項  基準通知第４の９ |  | |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等) |
| 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  　一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  　二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ☆(3)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第６項第１号）  指定基準第11条第６項第１号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。  なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。  指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のようなことを想定している。  ①　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。  ②　介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。  ③　身体的拘束適正化のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。  ④　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  ⑤　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  ⑥　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。  基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 指定基準第１１条第６項  基準通知第４の９  根　　拠 | 適  否 | | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(4)　身体的拘束等の適正化のための指針（第６項第２号）  指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ①　施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方  ②　身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ③　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  ④　施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針  ⑤　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針  ⑥　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ⑦　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ☆(5)　身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第６項第３号）  介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 | 指定基準第１１条第７項 |  | |  |
| 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 指定基準第１１条第７項 |  | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **10－２　指定介護福祉施設サービスの取扱方針（ユニット型の場合）**  指定介護老人福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行っているか。  ☆(1）　指定基準第42条第１項は、指定基準第39条第１項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行わなければならないことを規定したものである。入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、１人１人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。  なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのはサービスとして適当でない。 | 指定基準第４２条第１項  基準通知第５の５ |  |  |
| 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。  ☆(2)　指定基準第42条第２項は、指定基準第39条第１項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行わなければことを規定したものである。  このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。 | 指定基準第４２条第２項  基準通知第５の５ |  |  |
| 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。 | 指定基準第４２条第３項 |  |  |
| 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。 | 指定基準第４２条第４項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 指定基準第４２条第５項 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 | 指定基準第４２条第６項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 指定基準第４２条第７項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  　一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  　二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ☆(3)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第６項第１号）  指定基準第11条第６項第１号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。  なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。  指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のようなことを想定している。  ①　身体的拘束について報告するための様式を整備すること。  ②　介護職員その他の従業者は、身体的拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束について | 指定基準第４２条第８項  基準通知第４の９ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 報告すること。  ③　身体的拘束適正化のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。  ④　事例の分析に当たっては、身体的拘束の発生時の状況等を分析し、身体的拘束の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  ⑤　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  ⑥　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。  ☆(4)　身体的拘束適正化のための指針（第６項第２号）  指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ①　施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方  ②　身体的拘束適正化のための委員会その他施設内の組織に関する事項  ③　身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針  ④　施設内で発生した身体的拘束の報告方法等のための方策に関する基本方針  ⑤　身体的拘束発生時の対応に関する基本方針  ⑥　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ⑦　その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針  ☆(5)　身体的拘束適正化のための従業者に対する研修（第６項第３号）  介護職員その他の従業者に対する身体的拘束適正化のための研修の内容としては、身体的拘束適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない |  |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 指定基準第４２条第９項 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **11 施設サービス計画の作成**  指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。  ☆　指定基準第12条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。  (1)　計画作成介護支援専門員による施設サービス計画の作成（第１項）  指定介護老人福祉施設の管理者は、施設サービス計画の作成に関する業務の主要な課程を計画作成担当介護支援専門員に担当させることとしたものである。 | 指定基準第１２条第１項  基準通知第４の11 |  |  |
| 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たり、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。  ☆(2)　総合的な施設サービス計画の作成（第２項）  施設サービス計画は、入所者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入所者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス  計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない。 | 指定基準第１２条第２項  基準通知第４の11 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。  ☆(3)　課題分析の実施（第３項）  施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要である。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入所者の課題分析を行わなければならない。  課題分析とは、入所者の有する日常生活上の能力や入所者の取り巻く環境等の評価を通じて入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入所者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。  なお、課題分析は、計画作成担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入所者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。 | 指定基準第１２条第３項  基準通知第４の11 |  |  |
| 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たり、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。  ☆(4)　課題分析における留意点（第４項）  計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画作成担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に務めることが重要である。なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとする。 | 指定基準第１２条第４項  基準通知第４の11 |  |  |
| 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 指定基準第１２条第５項 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(5)　施設サービス原案の作成（第５項）  計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることに十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。  また、当該施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要である。  なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容には、当該指定介護老人福祉施設の行事及び日課等も含むものである。 | 基準通知第４の11 |  |  |
| 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。  ☆(6)　サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第６項）  計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。  　　　　サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」等を参照すること。  なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び管理栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関係する者を指すものである。 | 指定基準第１２条第６項  基準通知第４の11 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。  ☆(7)　施設サービス計画原案の説明及び同意（第７項）  施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で  文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。  なお、当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表及び第２表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。  また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得る（通信機器等の活用により行われるものを含む。）ことが望ましいことに留意されたい。  施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊要した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。 | 指定基準第１２条第７項  基準通知第４の11 |  |  |
| 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際に、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。  ☆(8)　施設サービス計画の交付（第８項）  施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所者に交付しなければならない。  なお、交付した施設サービス計画は、指定基準第37条第２項の規定に基づき、２年間保存しておかなければならない。 | 指定基準第１２条第８項  基準通知第４の11 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。  ☆(9)　施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等（第９項）  計画担当介護支援専門員は、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入所者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。  なお、入所者の解決すべき課題の変化は、入所者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。 | 指定基準第１２条第９項  基準通知第４の11 |  |  |
| 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  一　定期的に入所者に面接すること。  二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 指定基準第１２条第１０項 |  |  |
| ☆(10)　モニタリングの実施（第10項）  施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接して行う必要がある。また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要である。「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとする。  また、特段の事情とは入所者の事情により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。  なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。 | 基準通知第４の11 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。  一　入所者が要介護更新認定を受けた場合  二　入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合  ☆(11)　施設サービス計画の変更（第11項）  計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、指定基準第12条第２項から第８項に規定された施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。  なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第９号（(9)施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。 | 指定基準第１２条第１１項  基準通知第４の11 |  |  |
| 第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用しているか。 | 指定基準第１２条第１２項 |  |  |
| **12－１ 介護（ユニット型でない場合）**  介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。  ☆(1)　介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。 | 指定基準第１３条第１項  基準通知第４の11 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしているか。 | 指定基準第１３条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(2)　入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。  なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。 | 基準通知第４の１２ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。  ☆(3)　排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。 | 指定基準第１３条第３項  基準通知第４の１２ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。  ☆(4)　入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。 | 指定基準第１３条第４項  基準通知第４の１２ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。  ☆(5)　「指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。  イ 当該施設のおける褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。  ロ　当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく。  ハ　医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。  ニ　当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。  ホ　介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。  また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。 | 指定基準第１３条第５項  基準通知第４の１２ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っているか。 | 指定基準第１３条第６項 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(6)　指定介護老人福祉施設は、入所者にとって生活の場であることから通常の１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、静養など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。 | 基準通知第４の１２ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。  ☆(7)　指定基準第13条第7項の「常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、２以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならないことを規定したものである。  なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。 | 指定基準第１３条第７項  基準通知第４の１２ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 指定基準第１３条第８項 |  |  |
| **12－２ 介護（ユニット型の場合）**  介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。  ☆(1)　指定基準第43条第１項は、介護が、指定基準第42条第１項及び第２項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行わなければならないことを規定したものである。自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。  また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。 | 指定基準第４３条第１項  基準通知第５の６ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。  ☆(2)　指定基準第43条第２項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。 | 指定基準第４３条第２項  基準通知第５の６ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 | 指定基準第４３条第３項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(3)　指定基準第43条第３項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。 | 基準通知第５の６ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を援助を行っているか。 | 指定基準第４３条第４項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 | 指定基準第４３条第５項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 | 指定基準第４３条第６項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 | 指定基準第４３条第７項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。 | 指定基準第４３条第８項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。  ☆(4)　ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第４の11の(3)から(7)までを準用する。この場合において、第４の11の(7)中「第７項」とあるのは「第８項」と読み替えるものとする。［指定基準第13条関係］ | 指定基準第４３条第９項  基準通知第５の６ |  |  |
| **13－１ 食事（ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 | 指定基準第14条第  １項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。  **☆(1)　食事の提供について**  入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。また、入所者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食事ができるよう努めなければならないこと。 | 指定基準第14条第  ２項  基準通知第４の１３ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **(2)　調理について**  調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。  **(3)　適時の食事の提供について**  食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後六時以降とすることが望ましいが、早くても午後五時以降とすること。  **(4)　食事の提供に関する業務の委託について**  食事の提供に関する業務は指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。  **(5)　居室関係部門と食事関係部門との連携について**  食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門を食事関係部門との連携が十分とられていることが必要であること。  **(6)　栄養食事相談**  入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。  **(7) 食事内容の検討について**  食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士(入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士又は管理栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 |  |  |  |
| **13－２ 食事（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。 | 指定基準第４４条第１項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。 | 指定基準第４４条第２項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。  ☆(1)　指定基準第44条第３項は、指定基準第42条第１項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。 | 指定基準第４４条第３項  基準通知第５の７ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。  ☆(2)　指定基準第44条第４項は、指定基準第39条第１項の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。  その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。  (3)　ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第４の12の(1)から(7)までを準用する。［指定基準第14条関係］ | 指定基準第４４条第４項  基準通知第５の７ |  |  |
| **14 相談及び援助**  指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  ☆　指定基準第15条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。 | 指定基準第１５条  基準通知第４の１４ |  |  |
| **15－１　社会生活上の便宜の提供等（ユニット型でない場合）** 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適  宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。  ☆(1)　指定基準第16条第１項は指定介護老人福祉施設が画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めることとしたものである。 | 指定基準第１６条第１項  基準通知第４の１５ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。  ☆(2)　指定基準第16条第２項は、指定介護老人福祉施設は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同 | 指定基準第１６条第２項  基準通知第４の１５ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。 |  |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  ☆(3)　指定基準第16条第３項は、指定介護老人福祉施設は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。 | 指定基準第１６条第３項  基準通知第４の１５ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。  ☆(4)　同条第４項は、指定介護老人福祉施設は、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買い物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。 | 指定基準第１６条第４項  基準通知第４の１５ |  |  |
| **15－２ 社会生活上の便宜の提供等（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。  ☆(1)　指定基準第45条第１項は、指定基準第42条第１項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、入居者１人１人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動を含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。 | 指定基準第４５条第１項  基準通知第５の８ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 | 指定基準第４５条第２項 |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  ☆(2)　ユニット型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。 | 指定基準第４５条第３項  基準通知第５の８ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。  ☆(3)　ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第４の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第４の14の(2)中「同条第２項」とあるのは「第45条第２項」と、同(3)中「同条第３項」とあるのは「第45条第３項」と、同(4)中「同条第４項」とあるのは「第45条第４項」と読み替える者とする。 | 指定基準第４５条第４項  基準通知第５の８ |  |  |
| **16 機能訓練**  指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。  ☆　指定基準第17条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練も含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。 | 指定基準第１７条  基準通知第４の１６ |  |  |
| **16－2 栄養管理**  指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状況の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状況に応じた栄養管理を計画に行っているか。   * 栄養管理について、以下の手順により行うこととする。   イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。  ロ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。  ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。  ニ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（令和３年３月１６日老認発第0316第３号、老老発0316第２号）第４において示しているので、参考とされたい。 | 指定基準17条の２  基準通知第４の１７ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **１６－３　口腔衛生の管理**  　指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行っているか。    ☆口腔衛生についての管理について以下の手順により行うこととする。  ⑴ 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士  が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行うこと。  ⑵ ⑴の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとすること。  イ 助言を行った歯科医師  ロ 歯科医師からの助言の要点  ハ 具体的方策  ニ 当該施設における実施目標  ホ 留意事項・特記事項  ⑶ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は⑵の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと | 指定基準17条の３  基準通知第４の１８ |  |  |
| **17 健康管理**  指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。  ☆(1)　指定基準第18条第１項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。 | 指定基準第１８条  基準通知第４の１６ |  |  |
| **18 入所者の入院期間中の取扱い**  指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所  に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以  内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。 | 指定基準第１９条 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(1)　「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。  (2)　「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。  (3)　「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は基本的には該当しないことに留意すること。  なお、上記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。  (4)　入所者の入院期間中のベッドについては、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。 | 基準通知第４の２０ |  |  |
| **19　入所者に関する市町村への通知**  指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  一　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  二　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。  ☆　指定基準第20条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第１項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定介護老人福祉施設が、その入所者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。 | 指定基準第２０条  基準通知第４の２１ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **20　緊急時の対応**  　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第２条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。  ☆　緊急時等の対応（基準省令第21条の２）  基準省令第20条の２は、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられる。 | 指定基準第２０条の２  基準通知第４の２２ |  |  |
| **21　管理者による管理**  指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居  住施設の職務に従事することができる。  ☆　指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。  (1)　当該指定介護老人福祉施設の従業者としての職務に従事する場合  (2)　当該指定介護老人福祉施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないと認められる場合  (3)　当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 | 指定基準第２１条  基準通知第４の２３ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **22　管理者の責務**  指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 指定基準第２２条第１項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。  ☆　指定基準第22条は、指定介護老人福祉施設の管理者の責務を、指定介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定介護福祉施設サービスの実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定介護老人福祉施設の従業者に指定基準の第４章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 | 指定基準第２２条第２項  基準通知第４の２４ |  |  |
| **23　計画担当介護支援専門員の責務**  計画担当介護支援専門員は、第12条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。  一　入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。  二　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。  三　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。  四　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。  五　第11条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。  六　第33条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。  七　第35条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  ☆　指定基準第22条の２は、指定介護老人福祉施設の計画担当介護支援専門員の責務を定めたものである。  計画担当介護支援専門員は、指定基準第12条の業務のほか、指定介護老人福祉施設が行う業務のうち、指定基準第７条第３項から第７項まで、第11条第５項、第33条第２項及び第35条第２項に規定される業務を行うものとする。 | 指定基準第２２条の２  基準通知第４の２５ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **24－１ 運営規程（ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。  一　施設の目的及び運営の方針  二　従業者の職種、員数及び職務の内容  三　入所定員  四　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額  五　施設の利用に当たっての留意事項  六　緊急時における対応方法  七　非常災害対策  八　虐待の防止のための措置に関する事項  九　その他施設の運営に関する重要事項  ☆　指定基準第23条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第１号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  （1） 従業者の職種、員数及び職務の内容（第二号）  　　　従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減の観点から、規定を定めるにあたっては、基準省令第２条においておくべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。（基準省令第4条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合においても、同様とする。  (2)　入所定員(第三号)  入所定員は、指定介護老人福祉施設の事業の専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。  (3)　指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額(第四号)  「指定介護福祉施設サービスの内容」は、年間行事・レクレーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「その他の費用の額」には、指定基準第９条第３項により徴収が認められている費用の額を指すものであること。  (4)　施設の利用に当たっての留意事項(第五号)  入所者が指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)  を指すものであること。  (5)　非常災害対策(第七号)  25の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。  (6)　その他施設の運営に関する重要事項（第八号）  当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 | 指定基準第２３条  基準通知第４の２６ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **24－２ 運営規程（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  一　施設の目的及び運営の方針  二　従業者の職種、員数及び職務の内容  三　入居定員  四　ユニットの数及びユニットごとの入居定員  五　入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額  六　施設の利用に当たっての留意事項  七　緊急時における対応方法  八　非常災害対策  九　虐待の防止のための措置に関する事項  十　その他施設の運営に関する重要事項  ☆(1)　入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額（第５号）  「指定介護福祉施設サービスの内容」は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、１日の流れの中で行われる支援の内容を指すものであること。  また、「その他の費用の額」は、指定基準第41条第３項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。  (2)　第４の23の(1)、（2）及び(4)から(6)までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第４の23中「指定基準第23条」とあるのは「指定基準第46条」と、「同条第１号から第７号まで」とあるのは「同条第１号から第８号まで」と、同(3)中「第５号」とあるのは「第６号」と、同(4)中「第６号」とあるのは「第７号」と、同(5)中「第７号」とあるのは「第８号」と読み替えるものとする。［指定基準第23条関係］ | 指定基準第４６条  基準通知第５の９ |  |  |
| **25－１ 勤務体制の確保等（ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。  ☆　指定基準第24条は、入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 | 指定基準第２４条第１項  基準通知第４の２７ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| (1)　指定基準第24条第１項は、指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 |  |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  ☆(2)　指定基準第24条第２項は、指定介護老人福祉施設は原則として、当該施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 | 指定基準第２４条第２項  基準通知第４の２７ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際、当該指定介護老人福祉施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための措置を講じているか。  ☆(3)　指定基準第24条第３項前段は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。  　　　また同項後段は、指定介護老人福祉施設に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。  　　　　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 | 指定基準第２４条第３項  基準通知第４の２７ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ☆（4）　同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  イ 事業者が講ずべき措置の具体的内容  事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第３条の規定によ  り読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  ロ 事業主が講じることが望ましい取組について | 指定基準第２４条第４項  基準通知第４の２７ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イの必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）  加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、施設におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 |  |  |  |
| **25－２ 勤務体制の確保等（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 指定基準第４７条第１項 |  |  |
| 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行っているか。 | 指定基準第４７条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 一　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。  二　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。  三　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。  ☆(1)　指定基準第47条第２項は、指定基準第42条第１項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、従業者の勤務体制を当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。  これは、従業者が、１人１人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。  (2)　ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設に２名配置する（ただし、２ユニット以下の施設の場合には、１名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。  この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。  また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。  ユニット型指定介護老人福祉施設（以下(2)において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下(2)において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに２名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計２名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。（ただし、ユニット型施設及びユニット型事業所のユニット数の合計が２ユニット以下のときは、１名でよいこととする。）。  また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検 | 基準通知第５の１０ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。  ⑶ 令和３年４月１日以降に、入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場合においては、令和３年改正省令附則第６条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前５時までを含めた連続する 16 時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。  ① 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置  ユニットごとに常時１人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する８時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を８で除して得た数が、入居者の数が 10 を超えて１を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。  ② 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置  ２ユニットごとに１人の配置に加えて、当該２ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて２又はその端数を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。  なお、基準省令第 47 条第２項第１号及び第２号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。 |  |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 指定基準第４７条第３項 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。  ☆(4)　ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保については、上記(1)及び(2)によるほか、第４の23を準用する。この場合において、第４の23中「第24条」とあるのは「第47条」と、同(3)中「同条第３項」とあるのは「同条第４項」と読み替えるものとする。［指定基準第24条関係］ | 指定基準第４７条第４項  基準通知第５の１０ |  |  |
| ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 指定基準第４７条第５項 |  |  |
| **25－３　業務継続計画の策定等**  指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  ☆(1)　基準省令第 24 条の２は、指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準省令第 24 条の２に基づき施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ⑵ 　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ① 感染症に係る業務継続計画  イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ロ 初動対応  ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  ② 災害に係る業務継続計画  イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ハ 他施設及び地域との連携 | 指定基準第２４条の２  基準通知第４の２８ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ☆　⑶　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を　　　 職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ⑷ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施するko  とも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 指定基準第２４条の２  基準通知第４の２８ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 指定基準第２４条の２  基準通知第４の２８ |  |  |
| **26－１　定員の遵守（ユニット型でない場合）**  指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 指定基準第２５条 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **26－２　定員の遵守（ユニット型の場合）**  ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 指定基準第４８条 |  |  |
| **27　非常災害対策**  指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ☆(1)　指定基準第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。  (2)　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。  また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。 | 指定基準第２６条  基準通知第４の２９ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。非常災害等の発生の際に、その事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。  　　　☆　⑶ 同条第２項は、介護老人福祉施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | 指定基準第２４条の２  基準通知第４の２８ |  |  |
| **28　衛生管理等**  指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。  ☆(1)　指定基準第27条第１項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。  ①　調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行わなければならない。  なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。  ②　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  ③　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにに基づき、適切な措置を講じること。  ④　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 | 指定基準第２７条第１項  基準通知第４の３０ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。  一　当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を三月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  二　当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  三　当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。  四　前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。  ☆(2)　指定基準第27条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。  ①　感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。  　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 | 指定基準第２７条第２項  基準通知第４の２６ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ②　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。  ③　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防のまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理に徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内職員研修での研修で差し支えない。  　　　④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ⑤　施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除きサービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染症対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。 |  |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **29 協力病院等**  指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めているか。 | 指定基準第２８条第１項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  ☆　指定基準第28条第１項の協力病院及び同条第２項の協力歯科医療機関は、指定介護老人福祉施設から近距離にあることが望ましい。 | 指定基準第２８条第２項  基準通知第４の３１ |  |  |
| **30 掲示**  指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。    　☆　⑴ 基準省令第 29 条第１項は、指定介護老人福祉施設は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  ① 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  ② 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | 指定基準第２９条  １項  基準通知第４の３２ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  　☆　(2)同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定介護老人福祉施設内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 指定基準第２９条  ２項  基準通知第４の３２ |  |  |
| **31 秘密保持等**  指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  ☆(1)　指定基準第30条第１項は、指定介護老人福祉施設の従業者に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 | 指定基準第３０条第１項  基準通知第４の３３ |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ☆(2)　指定基準第30条第２項は、指定介護老人福祉施設に対して、過去に当該指定介護老人福祉施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 | 指定基準第３０条第２項  基準通知第４の３３ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。  ☆(3)　指定基準第30条第３項は、入所者の退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。 | 指定基準第３０条第３項  基準通知第４の３３ | |  |  |
| **32　広告**  指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないか。 | 指定基準第３１条 | |  |  |
| **33　居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止**  指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してないか。  ☆(1)　指定基準第32条第１項は、居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 | 指定基準第３２条第１項  基準通知第４の３４ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ☆(2)　指定基準第32条第２項は、入所者による退所後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 | 指定基準第３２条第２項  基準通知第４の３４ | |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| **34　苦情処理**  指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ☆(1)　指定基準第33条第１項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。 | 指定基準第３３条第１項  基準通知第４の３５ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ☆(2)　指定基準第33条第２項は、苦情に対し指定介護老人福祉施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定介護老人福祉施設が提供したサービスと関係のないものは除く。）の受付日、内容党を記録することを義務づけたものである。  また、指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  なお、指定基準第37条の規定に基づき苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければならない。 | 指定基準第３３条第２項  基準通知第４の３５ | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 指定基準第３３条第３項 | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合に、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 指定基準第３３条第４項 | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 指定基準第３３条第５項 | |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 指定基準第３３条第６項 | |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(3)　介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことがその業務として位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定介護老人福祉施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたものである。 | 基準通知第４の３５ |  |  |
| **35 地域との連携等**  指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | 指定基準第３４条第１項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 指定基準第３４条第２項 |  |  |
| **36 事故発生の防止及び発生時の対応**  指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。  一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。  ☆(1)　事故発生の防止のための指針（第１項第１号）  指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ①　施設における介護事故防止に関する基本的な考え方  ②　介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項  ③　介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針  ④　施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針  ⑤ 介護事故発生時の対応に関する基本方針  ⑥　入所者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針  ⑦　その他介護事故等の発生の防止のために必要な基本方針 | 指定基準第３５条第１項  指定基準第３５条第１項第１号  基準通知第４の３７ |  |  |
| 二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 | 指定基準第３５条第１項第２号 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| ☆(2)　事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底（第１項第２号）  指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のようなことを想定している。  ①　介護事故等について報告するための様式を整備すること。  ②　介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。  ③　(3)の事故発生防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。  ④　事例の分析に当たっては、介護事故等の発生の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を件というすること。  ⑤　報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。  ⑥　防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 | 基準通知第４の３７ |  |  |
| 三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。  ☆(3)　事故発生防止のための委員会（第１項第３号）  指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。  事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  なお、事故防止検討員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。  また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  (4) 事故発生の防止のための職員に対する研修（第１項第３号）  介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発 | 指定基準第３５条第１項第３号  基準通知第４の３７ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| するとともに、指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には、必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 |  |  |  |
| 四　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。    ☆　(5)事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者（第１項第４号）指定介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制として、⑴から⑷までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | 指定基準第３５条第１項第４号  基準通知第４の３７ |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 | 指定基準第３５条第２項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 | 指定基準第３５条第３項 |  |  |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  ☆(6)　損害賠償（第４項）  指定介護老人福祉施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは損害資力を有することが望ましい。 | 指定基準第３５条第４項  基準通知第４の３２ |  |  |
| **３６－２　虐待の防止**  指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じているか。  ☆　基準省令第 35 条の２は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定介護老人福祉施設は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第124 号。 | 指定基準第３５条の２  基準通知第４の３８ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。・虐待の未然防止  指定介護老人福祉施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第１条の２の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。・虐待等の早期発見  指定介護老人福祉施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。・虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定介護老人福祉施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 |  |  |  |
| 一　当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。    　☆　① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）  「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的 | 指定基準第３５条の２  基準通知第４の３８ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること  ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること  ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に  行われるための方法に関すること  ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確  実な防止策に関すること  ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する  こと |  |  |  |
| 二　当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。  　☆　② 虐待の防止のための指針(第２号)  指定介護老人福祉施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方  ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項  ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | 指定基準第３５条の２  基準通知第４の３８ |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 三　当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  　☆　③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）  従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内職員研修での研修で差し支えない。 | 指定基準第３５条の２  基準通知第４の３８ |  |  |
| 四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  　☆　④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）  指定介護老人福祉施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | 指定基準第３５条の２  基準通知第４の３８ |  |  |
| **37　会計の区分**  指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  ☆　指定基準第36条は、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスに関して他の介護給付等対象サービスと経理を区分するとともに、介護保険の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものである。 | 指定基準第３６条  基準通知第４の３９ |  |  |
| **38　記録の整備**  指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 指定基準第３７条第１項 |  |  |
| 基　　　　準　　　　の　　　　概　　　　要 | 根　　拠 | 適  否 | 備　考  (確認資料等） |
| 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しているか。  一　施設サービス計画  二　第８条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  三　第11条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  四　第20条に規定する市町村への通知に係る記録  五　第33条第２項苦情の内容等の記録  六　第35条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ☆　基準省令第 37 条第２項は、指定介護老人福祉施設が同項各号に規定する記録を整備し、２年間保存しなければならないこととしたものである。なお、「その完結の日」とは、個々の入所者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 | 指定基準第３７条第２項  基準通知第４の４０ |  |  |